

第3号議案

P T A会則改定案

※改正案の二重線を削除し、太字に変更または追加をする。

	現会則	改正案	理由
1	第一条 本会は、荒川区立第七中学校P T Aと称し、事務所を同校内に置く。	第一条 本会は、 <b>昭和二十四年四月二十三日</b> に発足し、荒川区立第七中学校P T Aと称し、事務所を <b>東京都荒川区西尾久四丁目三十番二十八号</b> に置く。	口座の名義変更にあたり、郵便局の規定が改正されたため